

■後志管内町村が実施している主な精神保健福祉事業について

ここでは、各町村が単独で実施している事業について掲載しております。



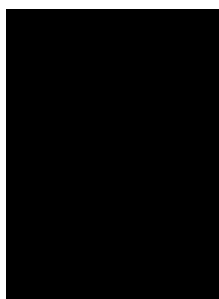
1 地域活動支援センター「ひだまり」

- ◆ 障がい者（精神・身体・知的）の方を対象に社会交流、日中活動の場として、平日（月～金）、総合福祉医療センター内の高齢者居住施設「海への郷」内のスペースにて調理、軽作業、作品作り、施設内清掃等の活動を行っています。



1 地域活動支援センター

- ◆ 社会福祉協議会へ委託し、障がい者（精神・身体・知的）を対象に実施。
- ☆ 週に1回（金曜日）ふれあ～寿の共生ホールにて喫茶「ダンディライオン」を運営。
社会交流・就労のきっかけのひとつとして利用。



1 ひまわりクラブ

- ◆ 閉じこもりがちな精神障害者に対し、家庭生活や社会生活に適用できるよう交流を基本とし、グループ活動を通して生活意欲が持てるよう対人関係を拡大し、協調性・社会参加ができるよう支援する。
- ☆ 年4回 保健福祉センターで開催。

2 お出かけサポート券

- ◆ 黒松内温泉ぶなの森、歌才自然の家の入浴券とタクシー券の共通券。
- ◆ 対象者：①満70歳以上の方 ②2級以上の身体障害者の交付を受けている方 ③療育手帳の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ⑤ひとり親家庭等医療費受給者証の交付を受けている方
- ☆ 共通券を年60枚。ただし、新たに上記対象者となった方は「対象となった月」からの枚数となります。障がい者施設の入所者は、年間50枚。



1 蘭越町在宅障害者（児）施設通所交通費助成

- ◆ 社会復帰施設などへ通うために必要な交通費の一部を補助します。
- ☆ JR、バスは運賃金額、自家用車は 1 kmあたり 20 円を補助します。
- ☆ 回数の制限はありません。

2 精神障害者医療費助成

- ◆ 非課税世帯における精神障害者の入院費用の一部を補助します。
- ☆ 入院医療費から規定の控除額を差し引いて算定した自己負担分の2分の1以内の額の範囲で補助します。しかし次に該当する者は除かれます。
 - ①生活保護の適用を受けている者
 - ②児童福祉施設に入所している者
 - ③障害福祉サービス施設に入所している者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律によって措置入院を受けている者
 - ⑤各種医療費助成の支給対象となっている者

3 蘭越町指定難病患者等福祉手当制度

- ◆ 原因不明で治療方法が確立していない特定疾患及び慢性化した後遺症などの障害のため家庭への負担が重くかつ精神的にも大きな負担を負っている方又はその家族の経済的負担を軽減するため福祉手当を支給します。
入院中の精神障害者が対象となる場合があります。

4 蘭越町精神障害者通院交通費助成

- ◆ 非課税世帯における精神障害者の通院費用の一部を補助します。
- ☆ JR普通旅客運賃又は路線バス運賃の2分の1以内の額の範囲で補助します。
- ☆ 自家用車により通院する場合は、距離1キロメートルにつき、10円を乗じて得た額を補助します。
しかし、次に該当する者は除かれます。
 - ① 生活保護の適用を受けている者

5 蘭越町重度心身障害者医療費助成

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者の医療費の一部を助成します。
- ☆ 交付された重度心身障害者医療受給者証を医療機関へ提示することにより、医療費から規定の控除額を差し引いた額が助成されます。（医療機関での窓口負担が減額されます）

6 町営温泉等無料入浴券の交付

- ◆ 町内に3箇所ある町営入浴施設（幽泉閣・雪秩父・高齢者コミュニティセンター）の無料入浴券（年間50枚）を精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に交付します。
- ☆ 1級の場合、付添の方にも25枚交付できます。

7 蘭越町福祉ハイヤー利用券の交付

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級の方に、町内のハイヤー会社で利用できるハイヤー利用券を住居地から蘭越市街地までの距離に応じて、年間6,000円から20,000円分交付します。

1 ニセコ町精神障害者共同作業所通所福祉手当支給事業

- ◆ 精神障害者共同作業所へ通所するために必要な交通費の一部を補助します。
- ☆ 通所1回につき1,000円

2 ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」入館料扶助事業

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に入館料が減額される「認定証」を交付します。

1 障害者等施設通所交通費助成

- ◆ 社会復帰施設などのほか村長が認めた施設へ通うために必要な交通費の一部を補助します。
- ☆ 交通費の2分の1を補助します。

2 福祉手当の支給

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に支給します。

3 真狩村福祉タクシー

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方にタクシー助成券を年間30枚（初乗り料金相当額）交付しています。



1 留寿都村重度障害者タクシー料金助成事業

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳（1～2級）所持者の通院等の利便を図り、生活圏の拡大を容易にするために、タクシー料金を助成します。

2 留寿都村在宅障害者（児）等施設通所交通費助成事業

- ◆ 障害者総合支援法に定める「自立支援」「就労移行支援」「就労継続支援」「地域活動支援センター」に通所している者、児童福祉法に定める「児童発達支援」「放課後等デイサービス」に通所している者に対し交通費を助成します。

1 在宅障害者施設通所交通費助成

- ◆ 社会復帰学級及び共同作業所へ通うために必要な交通費の一部を補助します。
- ☆ 公共交通機関の運賃の半額及び自家用車を利用する場合にも規定の額を補助します。



1 京極町障害児通園福祉手当の支給

- ◆ 児童デイサービスを利用する障害児の保護者分の交通費を助成します。

2 京極温泉入館料免除証明証の交付

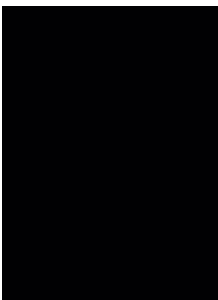
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に、京極ふれあい交流センター（京極温泉）の入館料を週2回まで免除します。

3 京極町障害者交通費助成

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方に、タクシー助成券を交付します。ただし、施設入所者を除きます。

4 京極町デマンドタクシー運行

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象になります。ただし、障害者交通費助成を受給されている方は除きます。京極町内のみの移動を一回の利用（片道）200円で利用できます。



1 福祉ハイヤー券の発行

- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級の方に年1回（30枚つづり1冊）交付します。



1 福祉乗車証交付事業

- ◆ 泊村～岩内町間のバス運賃を全額補助します。
- ☆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象になります。



1 福祉温泉入浴券の交付

- ◆ 村内温泉施設（1カ所）の入浴料（年60枚）を補助します。
- ☆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象になります。

2 福祉乗車券交付事業

- ◆ 村内無料乗車券を無料で交付します。
- ☆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象になります。

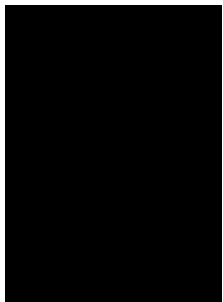
3 在宅障がい者施設通所交通費支給事業

- ◆ 地域活動支援センター 前田の家へ通所するために必要な交通費を支給します。



1 ふれあい交流事業

- ◆ 町内温泉の無料入浴券（期間内12回分）の配付。
- ☆ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が対象になります。



1 社会復帰学級事業

- ◆ 毎月1回、仁木町保健センターで開催しています。
- ☆ 施設見学、作業療法、文化祭などへの出典作品作り、調理実習、など



1 地域活動支援センター「リカバリーしりべし」

- ◆ 障害者の方を対象に、創作的活動、生産活動、交流活動等を行っています。
-

